

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター

1. はじめに

2020年3月19日に、国際会計基準審議会 (IASB) から「企業結合一開示、のれん及び減 損」と題するディスカッション・ペーパー (DP) が公表された。コメント募集期間は、 2020年9月15日までの180日間とされていた が、新型コロナウイルス感染症(Covid-19) による影響を考慮し、2020年12月31日まで 延長された。

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスは、 基本財務諸表プロジェクトの公開草案と本 DP に関するアウトリーチを本年度の最重要イベン トと位置づけ、IASBの鈴木理加理事、担当 チームとともに、日本の関係者をサポートして いく所存である。

本稿は、IASB のスタッフが作成した資料を もとに DP の概要を説明するが、説明内容及び 意見にわたる部分は、筆者の解釈または私見で あり、IASB の公式見解ではないことをあらか じめおことわりする。

2. 「のれん及び減損」プロジェク トの DP

これまで、プロジェクトの名称は「のれん及

び減損しであったが、DPの表題は「企業結合 - 開示、のれん及び減損」になった。このプロ ジェクトの目的は、投資家に企業結合に関する 有用な情報を適切なコストで提供する方法の改 善であり、のれんの会計処理だけではないとい うのがその理由である。

IASB は、IFRS 第3号「企業結合」の適用 後レビューに寄せられたコメントへの対応とし て、最初に、減損テストの効率性、適時性の改 善に取り組んだが、その改善は不可能と判断 し、開示の改善に焦点を移した。現在、IASB が重点を置いているのは買収時の開示と買収の 事後の成果の開示であるが、特に重視している のは、買収の事後の成果に関する情報の追加的 な開示である。

IASB は、買収の事後の成果に関する情報を 適時に提供することは、減損テストが改善でき ない限り減損のみモデルでは不可能であり、償 却期間と償却パターンに恣意性が介入する限り 償却モデルでも不可能と考えている。したが い、追加的な開示を要求することによって、買 収の事後の成果に関する情報の提供を実現しよ うというのが、IASB の予備的見解の中核とな る。減損のみモデルの維持か、償却再導入かと いう議論は、DP の中心的な論点ではない。

3. DP の構成

DP は、セクション 1~6 で構成され、質問 (Q) は、14 項目設けられている。

DP のセクション	Q	質問項目
1. はじめに	1	パッケージとしての予 備的見解
2. 買収に関する開示の改善	2	買収の事後の成果に関 する情報の開示
	3	IFRS 第3号の開示目的 の追加
	4	シナジーに関する開示
	5	プロフォーマと買収日 以降の収益等の開示
3. のれんの減損 と償却	6	減損テストの効率性、 適時性の改善
	7	のれんの償却の再導入
	8	のれんを除く資本合計 額の表示
4. 減損テストの 簡素化	9	年次の定量的減損テス トの廃止
	10	使用価値の見積りの簡 素化
	11	減損テストの更なる簡 素化
5. 無形資産	12	無形資産の範囲
6. 他の基準設定 主体の動向	13	米国基準との収斂
	14	その他

4. DP の質問項目

(1) パッケージとしての予備的見解(O1)

IASB は、DP に示した一連の予備的見解は、 全体としてバランスの取れた一つのパッケージ であると考えている。Q1 は、パッケージ全体 として IASB の提案に賛同するかどうかを尋ね ている。賛同しない場合は、回答者にもパッ ケージでの提案を求めている。

特定の質問への回答が他の質問への回答に影響するかどうかも尋ねている。例えば、年次の定量的減損テストの免除に反対する場合、のれんの償却の再導入とセットであれば賛成するということであれば、そのように回答してほしいと期待している。

(2) 買収の事後の成果に関する情報の開示 (O2)

IASBは、買収日における買収の戦略的合理性と目的の開示、及び、買収の事後の年度における買収目的の達成度の開示(経営者が使用している指標による開示)を提案している。

開示の 時期	開示が求められる情報
買収日	買収の戦略的合理性と経営者の目的経営者が買収の目的の達成をモニタリングするために使用する指標モニタリングをしない場合は、その理由
買収の 事後の 年度	指標による買収目的の達成度2年以内にモニタリングを中止した場合、その理由指標を変更した場合、その理由

Q2には、開示が求められる情報が商業的機 密にあたる場合に関する質問が含まれている。 IASBは、投資家が必要とする場合、商業的機 密であることは開示を拒む理由にならないと考 えているが、実際にこの提案が運用可能かどう かを理解したいとしている。

(3) シナジーに関する開示(O4)

のれんの構成要素の開示は IFRS 第3号で既 に要求されているが、構成要素のうちシナジー



に関する情報の開示を強化することが今回提案 されている。IASB は、シナジーの金額または 範囲の開示は、買収の事後の成果に関する情報 の開示を補完すると考えている。のれんの構成 要素の開示であるが、シナジーに対する支払金 額ではなく、期待されるシナジーの金額の開示 が提案されている。ここにも商業的機密の問題 が存在する可能性がある。

(4) 減損テストの効率性、適時性の改善(O6)

IASB は、のれんの減損損失が適時に認識さ れない原因は、経営者による過度に楽観的な キャッシュフローの見積り、及び、ヘッドルー ムによるシールディング(詳細は、DP本文ま たはスナップショットを参照)であると考えて いる。前者は、会計基準の瑕疵ではなく、会計 基準の非遵守の問題であり、後者は、減損テス トはもともと資金生成単位(CGU)で実施す るよう設計されており、のれんを直接テストす るものではないので、減損テストがシグナルを 常に適時に提供しないからといって、減損テス トに欠陥があるわけではないと IASB は考えて いる。

Q6 は、のれんの減損が適時に認識されない 原因が上記2つ以外にもあるかどうか、及び、 IASB が不可能と結論付けた減損テストの効率 性、適時性の改善が可能かどうかを尋ねて いる。

(5) のれんの償却の再導入(O7)

償却の再導入については IASB の中でも意見 が分かれている。IASB は、償却再導入支持者 と減損のみモデル支持者の次のような見解を識 別している。

償却再導入支持者 の見解	減損のみモデル支持者 の見解
 のれんの帳簿価額が過大に表示されている。 減損テストが意図したとおりに機能していない。 のれんは減耗資産である。 償却によりのれんの会計コストを削減できる。 	 減損は有用な情報を 提供する。 減損テストの設計が 堅牢でない証拠は見 つかっていない。 取得のれんと自己創 設のれんは区分である。 ない(よって、減耗しない)。 償却を導入しても大きなコスト削減にはならない。

のれんの会計処理のこれまでの変遷は次のと おりである。

1983- 1993 年	IAS 第 22 号「企 業結合の会計処 理」	償却、または、資 本を通じた直接減 額
1993- 2004 年	改訂 IAS 第 22 号	償却が強制
2004年 以降	IFRS 第 3 号	減損のみ

IASBは、異なるアプローチの頻繁な変更は 利害関係者の助けにならないと考えている。 よって、償却を再導入するには、数年後に議論 が再燃することはないと確信する必要がある が、そのような確信が得られる証拠はまだ見つ かっていないとしている。

Q7 は、のれんの償却を再導入しないという 予備的見解に替同するかどうかを尋ねている。 IASBは、過去に議論されたものを繰り返すだ けでは議論が前進する可能性は低く、償却を再 導入するには、従前の見解を裏付ける新しい証 拠や議論が必要であると考えている。

(6) のれんを除く資本合計額の表示(O8)

Q8 は、のれんを除く資本の合計金額を貸借

対照表に表示するという提案への賛否を尋ねている。のれんを除く資本の合計金額は、投資家が自分で計算することもできるが、貸借対照表に表示すれば、のれんが資本の金額のかなりの部分を占める企業を目立たせるフラグとして機能する可能性があると IASB は考えている。

(7) 年次の定量的減損テストの廃止(O9)

IASBは、のれんを含む CGU について、年次の定量的減損テストの実施要件の廃止を提案している。IASBは、これを廃止しても減損テストの堅牢性が大幅に低下することはないと考えている。その理由として、減損の兆候がない場合、定量的テストを実施しても多額の減損損失が検出される可能性が低いこと、及び、減損テストを毎年実施しても、シールドを取り除くことはできないことを挙げている。

Q9 は、年次の定量的減損テストの廃止によってコストが大幅に低下するかどうか、及び、減損テストの堅牢性が大幅に低下するかどうかを尋ねている。IASBの中にも、堅牢性の低下への懸念から、のれんの償却を再導入する場合に限り、こうした救済措置を認めるべきだという意見はある。

(8) 米国基準との収斂 (O13)

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2019年7月に「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」についてコメント募集を公表した。これは、FASBのスタッフによる文書で、FASBの予備的見解は含まれていない。コメント募集期間は既に終了しており、FASBスタッフは、現在、コメントレターや、その後に開催されたラウンドテーブルで出た意見などを分析している。

Q13 は、今回の DP の各質問事項への回答

が、現行の米国会計基準、または、FASBの現在の作業完了後の米国会計基準と整合しない場合、回答内容が変わるかどうかを尋ねている。

IASB は、FASBの動向を重大な関心を持ってモニタリングしているが、プロジェクトの環境や内容が異なるため、IASB と FASB が必ずしも同じ決定になるとは限らないとしている。

5. おわりに

本プロジェクトに対する日本の関係者の関心が高いことを IASB は十分認識しており、DPの公表時に、日本語のプレスリリースとスナップショット(DPの要約)も公表し、短編ビデオ(ハンス・フーガーホースト IASB 議長による DPの概要解説)には日本語字幕を用意した。プレスリリース(英語・日本語)、スナップショット(英語・日本語)、短編ビデオ(英語・日本語)、DPの全文(英語)は、IFRS 財団のウェブサイト(https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishesgoodwill-discussion-paper/)から参照できる。DPの全文(日本語)は、企業会計基準委員会(ASBJ)から近日公表される予定である。

日本におけるアウトリーチの日程はまだ決まっていないが、Covid-19の影響により、ビデオ会議などバーチャルな形で実施することが予想される。先行している「基本財務諸表」プロジェクトのアウトリーチも同様である。日本でのアウトリーチは、従来同様、ASBJの協力を得て実施する予定であるが、アジア・オセアニアオフィスとしても日本の関係者の意見発信を全面的にサポートしていきたいと考えている。